

食品等の回収制度について

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課

食品衛生法に違反する食品等の回収等の措置について

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

【廃棄処分・危害除去命令】

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

【有毒・有害物質の混入防止措置等に関する基準】

第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

- ② 都道府県は、営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。
- ③ 営業者（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。）は、前二項の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

○食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）

（食品衛生法第五十条第二項関係）

10 回収・廃棄

- (1) 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、当該施設の所在する地域を管轄する保健所等への報告等の手順を定めること。
- (2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。
- (3) 回収された当該品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。
- (4) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。

食品等事業者による食品等の自主回収に係る食品衛生法上の規定

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

【食品等事業者の責務】

第三条 食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、販売し、不特定若しくは多数の者に授与し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）について、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に係る知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ② 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行つた者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。
- ③ 食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

食品衛生法に違反する者の公表

○食品衛生法（昭和22年法律第233号）（抄）

第六十三条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

（別紙）

- 1 都道府県等が行っている自主回収報告制度の例
- 2 厚生労働省が行っている食品衛生法に違反する食品の回収情報の公表

東京都

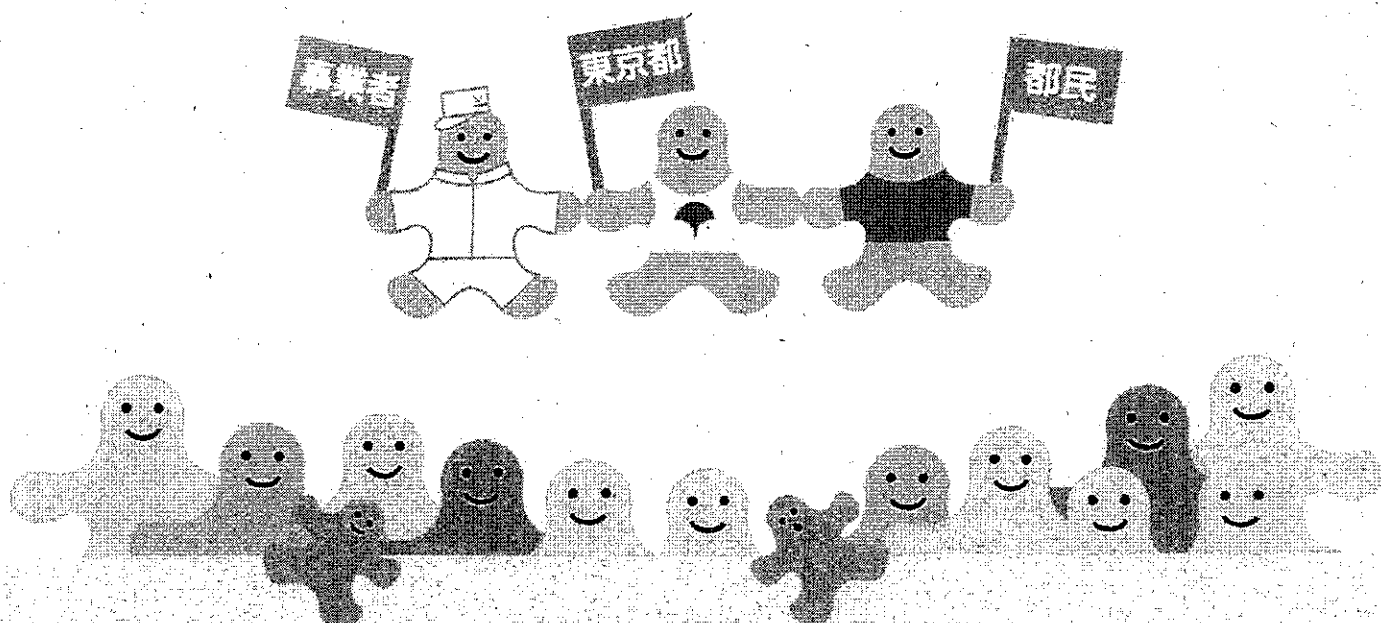
自主回収報告制度

食品を自主回収したら東京都に報告してください

自主回収報告制度は、食品関係事業者が食品の自主回収に着手した際、
東京都に報告していただく制度です。

都はホームページなどで都民に自主回収の情報を提供します。

この制度は、平成16年11月1日から施行されました。



自主回収報告制度のねらい

- 食品による健康への悪影響を未然に防止します。
- 食品の正確で迅速な回収を促進します。
- 都民と食品関係事業者との信頼感がより高まることが期待されます。

 東京都福祉保健局

自主回収報告制度に関する 連絡先一覧



●報告用紙の入手方法

- ①保健所等の窓口(上記参照)
- ②食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/>

●ホームページ「食品衛生の窓」で詳しい資料を掲載していますので参照ください。

●お問い合わせは地域を管轄する保健所などで承っております。

または、東京都福祉保健局健康安全室食品監視課へ。(電話番号 03-5320-4404)

行政区	事業所名	所在地	電話番号
千代田区	千代田保健所	神田錦町3-10	3291-3641
	同業町庁舎	平河町2-7-4	3221-1311
中央区	中央区保健所(※)	明石町12-1	3541-5939
	日本橋保健センター	日本橋區町1-1-1	3961-3618
港区	みなと保健所	六本木5-16-45	3408-6146
新宿区	新宿区保健所	新宿5-18-21	5273-3827
文京区	文京保健所	春日1-16-21	5803-1228
台東区	台東保健所	東上野4-22-8	3847-8466
墨田区	墨田区保健所	吾妻橋1-23-20	5608-6943
江東区	江東区保健所	東横2-1-1	3647-5882
品川区	品川区保健所	荏原2-9-6	3788-7012
	品川区保健センター	北品川3-11-22	3474-2223
目黒区	目黒区保健所	上目黒2-19-15	5722-9507
			5722-9509
大田区	大田区保健所	大森西1-12-1	5764-0697
世田谷区	世田谷保健所	世田谷4-22-35	5492-1111
渋谷区	渋谷区保健所	宇田川町1-1	3463-1211
中野区	中野区保健所	中野2-17-4	3392-6684
杉並区	杉並保健所	狭霧5-20-1	3331-1991
	高井戸保健センター	高井戸東3-20-3	3334-4304
	高円寺保健センター	高円寺南3-24-15	3311-0110
豊島区	池袋保健所	東池袋1-20-9	3997-4177
北区	北区保健所	巣糸2-7-3	3918-0376
荒川区	荒川区保健所	荒川1-53-20	3902-3111
板橋区	板橋区保健所	板橋2-61-7	3579-2336
練馬区	練馬区保健所	豊玉北6-12-1	3993-1111
	桜台分室	豊玉上2-22-15	3992-1183
	石神井分室	石神井町7-3-28	3998-0633
足立区	足立保健所	中央本町1-5-3	3880-5361
葛飾区	葛飾区保健所	立石6-18-6	3691-8633
	金町保健センター	金町4-18-19	3607-4142
江戸川区	江戸川保健所	東小岩3-23-3	3658-3177

※中央区保健所は、改修工事のため平成17年8月26日まで日本橋保健センター内に移転しています。

行政区	事業所名	所在地	電話番号
青森市、横濱市、羽村市、蓮根町、奥多摩町	西多摩保健所	青梅市東青梅5-19-6	0428-22-6141
	秋川地域センター	布志の市五日市411	042-696-3119
八王子市	八王子保健所	八王子市旭町13-18	0426-45-5111
日野市、多摩市、壺城市	南多摩保健所	多摩市永山2-1-5	042-371-7881
町田市	町田保健所	町田市中町2-19-3	042-722-0621
立川市、昭島市、保分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19	042-624-5171
府中市、調布市	多摩府中保健所	府中市宮西町1-26-1	042-662-2334
小金井市、狛江市、武蔵野市、三鷹市	武蔵野三鷹地域センター	武蔵野市西久保3-1-22	0422-54-2209
小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市	多摩小平保健所	小平市花小金井1-31-24	0424-50-9111
大島町、利根町、新島村、神津島村	葛西保健所	大島町元町字葛西276-4	04992-2-1438
	大島出張所	新島村本村6-4-24	04992-5-1600
	同新島支所	神津島村1088	04992-9-0680
	同神津島支所	三宅村伊豆1004	04994-2-0181
	三宅出張所	八丈町三瀬1950-2	04995-2-1291
八丈町、青ヶ島村	八丈出張所	小笠原村父島字清瀬	04993-2-2951
小笠原村	小笠原出張所		
築地市場	市場衛生検査所	中央区築地5-6-1	3543-4176
大田市場	同大田出張所	大田区東海3-2-1	5492-2795
足立市場	同足立出張所	足立区千住横戸町50	3879-2748
芝浦食肉市場	芝浦食肉衛生検査所	港区港南2-7-13	3472-0609
多摩地区の輸入畜産物	健康安全研究センター		
	広域監視部	新島町新島28-1(約1500坪)	5320-5384
多摩地区の大規模施設検査	多摩支所広域監視部	立川市柴崎町3-16-26	042-629-8899

平成16年11月発行
登録番号(16)135

発行 東京都福祉保健局健康安全室食品監視課
新宿区西新宿二丁目9番1号 電話 03-5320-4404
印刷 株式会社ジーエスプランニング
杉並区阿佐谷南2-42-1 電話 03-3382-4317

食安監発第 1025001 号
平成 19 年 10 月 25 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

食品衛生法に違反する食品等の回収情報について

今般、食品衛生法に違反した食品等の回収事例を、国民に広く情報提供を行う観点から、別添のとおり厚生労働省ホームページ「食品安全情報」中に掲載することとしました。

つきましては、下記 1 の要件のいずれにも該当する事例について、当該公表資料又は情報を掲載しているホームページの URL を本ホームページに掲載するので、当課あて速やかに情報提供いただくようお願いします。

また、平成 15 年 4 月 2 日付け食企発第 0402001 号及び食監発第 0402001 号「アレルギー物質を含む食品の表示の徹底について」において、関係業者に対するアレルギー物質に係る適切な食品表示の徹底の指導及び本件に係る食品衛生法違反事例の報告をお願いしているところですが、当該通知を廃止し、下記 2 のとおりとするので、特段の配慮方お願いします。

なお、検疫所におけるモニタリング検査で違反となった食品等の回収情報については、関係都道府県等あて監視依頼通知を掲載することとしますのでご了解願います。

記

- 1 本ホームページ中、「更新情報」(1)への掲載対象について
 - (1) 都道府県等の食品衛生主管部(局)において、食品衛生法違反として公表を行った事例であること。(違反とした根拠は行政検査の結果、食品等事業者による検査の結果を問わない。)
 - (2) 食品衛生法第 54 条に基づく回収命令、食品等事業者による自主回収を問わず、食品等の回収が行われている事例であること。
- 2 アレルギー物質を含む食品について
 - (1) アレルギー物質を含む食品の表示については、引き続き、貴管下の食品等事業者に対して、使用原材料の点検及び確認を行い適切な食品表示を徹底するよう指導すること。

- (2) 本件に係る食品衛生法違反事例において、当該違反食品の出荷又は販売先が不特定又は多数である場合は、食品等事業者に対し、当該事例について社告、店頭告知等による周知を徹底するよう指導すること。
- (3) 都道府県等の食品衛生主管部（局）においては、2（2）の事例について公表（公表年月日、製造者又は販売者名、商品名、違反内容、措置等）に努めるとともに、当課あて速やかに情報提供を行うこと。報告された事例については、本ホームページの「更新情報」（2）に掲載する。



戻る

食品衛生法に違反する食品の回収情報

○ 更新情報

(1) 厚生労働省や都道府県等が公表した食品衛生法違反食品等の回収情報

- 平成20年11月17日 「ザ★プロポリス」(プロポリス加工食品)の自主回収について(残留農薬基準違反)(PDF:11KB)
- 平成20年11月13日 食肉製品の回収について(規格基準違反)(PDF:11KB)
- 平成20年11月4日 「無印良品ナタデココ入りヨーグルト風味ドリンク」(清涼飲料水)の自主回収について(規格基準違反)(PDF:11KB)
- 平成20年10月31日 「わさびな」の自主回収について(残留農薬基準違反)(PDF:116KB)
- 平成20年10月27日 セルリーの回収について(残留農薬基準違反)
- 平成20年10月20日 「あいちゃんジャム(夏みかんマーメイド)」等の自主回収について (表示基準違反)(PDF:11KB)
- 平成20年10月20日 「釜揚げせんべい」(米菓)の自主回収について (表示基準違反)(PDF:12KB)
- 平成20年10月20日 「ヴィシソワーズ」(そうざい)等の自主回収について (表示基準違反)(PDF:11KB)

(2) アレルギー物質に係る回収情報

- 平成20年10月27日 「焼ちくわ」の自主回収について (「卵」の表示欠落)

○ 輸入食品の回収事例

- 平成20年11月17日(PDF:25KB)
- 平成20年11月13日(PDF:25KB)
- 平成20年11月11日(PDF:25KB)
- 平成20年11月7日(PDF:34KB)
- 平成20年10月31日(PDF:26KB)
- 平成20年10月20日(PDF:26KB)
- 平成20年10月1日(PDF:25KB)
- 平成20年9月24日(PDF:62KB)
- 平成20年9月17日(PDF:62KB)
- 平成20年9月5日(PDF:77KB)
- 平成20年9月3日(PDF:61KB)
- 平成20年8月12日(PDF:65KB)
- 平成20年7月11日(PDF:63KB)
- 平成20年6月25日(PDF:63KB)

平成20年4月25日(PDF:63KB)
平成20年4月17日(PDF:61KB)
平成20年4月17日(PDF:62KB)
平成20年4月7日(PDF:63KB)
平成20年3月31日(PDF:62KB)
平成20年3月11日(PDF:63KB)
平成20年3月11日(PDF:61KB)
平成20年3月11日(PDF:62KB)
平成20年2月28日(PDF:62KB)
平成20年2月14日(PDF:62KB)
平成20年2月6日(PDF:63KB)
平成20年2月1日(PDF:64KB)
平成20年1月30日(PDF:65KB)
平成20年1月23日(PDF:62KB)
平成20年1月16日(PDF:63KB)

○ 食品の回収に関する情報(リンク集)

- 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp/>
(回収・無償修理等のお知らせ <http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html>)
- [都道府県等自治体ホームページ](#)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。
Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)

トップへ

戻る 厚生労働省ホームページ